

いないことを確認できたときを除き、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行った医療施設は、提供を受ける夫婦の個人情報を公的管理運営機関に提出しなければならないこととする。

公的管理運営機関が保存する精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する情報は、以下のようなものとする。

精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供を受ける人と確実に連絡を取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報

精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する医学的情報、具体的には、不妊検査の結果や使用した薬剤、子宮に戻した胚の数及び形態 など

当該提供によって子が生まれた場合、又は、子が生まれたかどうか確認できない場合、上記情報の保存期間は80年とする。

4) 精子・卵子・胚の提供者に関する個人情報の保存

(専門委員会報告書)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該生殖補助医療を行った医療施設は、上記により保存している個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人が当該生殖補助医療により生まれた子に開示することを承認したものを公的管理運営機関に提出しなければならない。(p 4 1)

公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間保存しなければならない。(p 4 1)

(検討結果)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、精子・卵子・胚の提供医療施設は、提供者の個人情報を公的管理運営機関に提出しなければならないこととする。